

(2025 年 1 月 20 日付改訂)

Mirai Value 投資一任約款 新旧対照表

※下線部変更

新	旧
第 17 条 増額（投資運用サービスの新規運用開始を含む）の申込みがあった場合、当社は、当該申込みに係る入金額全額について、お客さま毎に設定されている MV リスクレベルに応じて本約款に従った運用を実施するものとします。 2 前項に定める運用としての投資対象有価証券の買付注文を実施する場合は、原則として、前項に定める申込みを当社が所定の方法により確認した日（投資運用サービスの新規運用開始の場合は運用開始日）の翌営業日に行うものとします。 3 減額の申込みがあった場合、当社は、運用資産としての投資対象有価証券を売却の上、減額の申込みに係る金額をお客さまの指定預貯金口座に支払います。 4 前項に定める指定預貯金口座への支払いが当該指定預貯金口座の閉鎖等により行えない場合は、原則として、メイン口座への入金により行います。 5 <u>減額の申込み後、相場の変動等により、MV の運用資産の時価評価額が減額の申込みに係る金額を下回った場合にはシステム上の制約により減額されないことがあります。</u>	第 17 条 増額（投資運用サービスの新規運用開始を含む）の申込みがあった場合、当社は、当該申込みに係る入金額全額について、お客さま毎に設定されている MV リスクレベルに応じて本約款に従った運用を実施するものとします。 2 前項に定める運用としての投資対象有価証券の買付注文を実施する場合は、原則として、前項に定める申込みを当社が所定の方法により確認した日（投資運用サービスの新規運用開始の場合は運用開始日）の翌営業日に行うものとします。 3 減額の申込みがあった場合、当社は、運用資産としての投資対象有価証券を売却の上、減額の申込みに係る金額をお客さまの指定預貯金口座に支払います。 4 前項に定める指定預貯金口座への支払いが当該指定預貯金口座の閉鎖等により行えない場合は、原則として、メイン口座への入金により行います。 9000-0030(24.08)

新	旧
9000-0030(<u>25.01</u>)	

以上